

令和7年度 狩猟免許試験案内

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、令和7年度において次のとおり狩猟免許試験を実施します。

1 狩猟免許試験の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

2 試験日時

実施回	試験日時	申請期間	試験会場		
			徳島会場	阿南会場	美馬会場
第1回	令和7年 8月 3日(日) 午前10時 開始	令和7年6月30日(月)から 同年7月18日(金)まで	●	●	●
第2回	令和7年 8月 31日(日) 午前10時 開始	令和7年7月28日(月)から 同年8月15日(金)まで	●	●	●
第3回	令和7年10月26日(日) 午前10時 開始	令和7年 9月22日(月)から 同年10月10日(金)まで	●	●	●
第4回	令和8年 1月 25日(日) 午前10時 開始	令和7年12月15日(月)から 令和8年 1月 9日(金)まで	●	●	●

※ 試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から10分前までとします。試験開始後は受験できません。

※ 受験しようとする試験日に該当する申請期間以外は、申請書の受付はできませんのでご注意ください。

3 試験会場

会場	主な対象者	定員	住所
徳島会場	徳島県東部農林水産局 管内に住所を有する者	25名 (先着順)	徳島県徳島合同庁舎 (徳島市新蔵町1丁目67)
阿南会場	徳島県南部総合県民局 管内に住所を有する者	20名 (先着順)	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎 (阿南市領家町野神319)
美馬会場	徳島県西部総合県民局 管内に住所を有する者	20名 (先着順)	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部美馬庁舎 (美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73)

※ 試験会場は選択できますが、申請書類の提出は、住所地を所管する東部農林水産局 又は 各総合県民局保健福祉環境部に提出してください。

※ 希望する会場の受験者数が定員に達した場合、他の会場において受験していただくか、受験日の変更をお願いする場合があります。

4 受験資格

徳島県内に住所地を有する（住民登録している）者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 試験日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第 1 種銃猟免許及び第 2 種銃猟免許にあっては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（※）にかかっている者
※環境省令で定める病気（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 47 条）
 - ① 統合失調症
 - ② そううつ病（そう病及びうつ病を含みます。）
 - ③ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除きます。）
 - ④ ①から③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

5 試験の内容

知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識
適性試験	視力、聴力、運動能力
技能試験	猟具の判別、猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測 (猟具の判別は、網猟免許及びわな猟免許、距離の目測は、第 1 種銃猟免許及び第 2 種銃猟免許に限ります。)

※現に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者（以下「一部免除者」という。）にあっては、知識試験のうち、「猟具に関する知識」以外の部分を免除します。

6 申請手続

狩猟免許を受けようとする者は、試験実施各回の申請期間（「2 試験日時」を参照）中に、住所地を所管する東部農林水産局 又は各総合県民局保健福祉環境部に、次の書類を提出してください。

（窓口申請の場合）お手数ですが、別記お問い合わせ先まで、事前に電話連絡してからお越しく下さい。

（郵送申請の場合）封筒に「狩猟免許申請書在中」と朱書のうえ、簡易書留郵便 又は 特定記録郵便で発送してください。各申請期間の最終日必着とします。

※申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

※狩猟免許申請書等は、徳島県ホームページでダウンロードいただくか、別記お問い合わせ先で配布しています。

	提出書類	注意事項 等
ア	狩猟免許申請書（様式１） ※免許１種類につき １通	徳島県が定める様式（両面印刷）に、受験しようとする狩猟免許の種類ごとに必要事項を記入してください。 （例）わな猟と第一種銃猟を同時に受験する場合は <u>２通必要</u>
イ	狩猟免許申請手数料	次の区分のとおり、徳島県収入証紙を申請書の所定の欄に貼付のうえ納付してください。 ① 初心者（現在狩猟免許を取得していない者） 免許１種類につき 5,200 円分 ② 一部免除者 免許１種類につき 3,900 円分 ※一度収納された手数料については、受験者の都合による還付はできませんので、ご注意ください。
ウ	狩猟免許試験受験票（様式２） ※写真を貼付すること	徳島県が定める様式に、必要事項を記入してください。 写真は、申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景とし、縦 3.0cm×横 2.4cm、裏面に氏名 及び 撮影年月日を記載したもの、または、電磁的方法で記録されたものを、所定の欄に貼付してください。
エ	医師の診断書 <u>または</u> 猟銃・空気銃所持許可証の写し	医師の診断書の場合は、「４ 受験資格」の(2)から(4)のいずれにも該当しないことを証するものであって、原則として申請前３か月以内に診断されたものを提出してください。 なお、 <u>猟銃等所持許可を現に受けている方で、当該許可証の写しを提出する場合は、医師の診断書は不要です。</u>

7 試験当日の携行品等

筆記用具のほか、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる方は、これを併せて持参してください。

技能試験の受験者は、猟具の取扱いをするのに適した服装 及び 靴で受験してください。

※受験票は、試験当日に受付でお渡しします。

8 合格発表

適性試験及び知識試験の合格発表は、技能試験の開始前に、試験会場にて通知します。

最終合格発表は、技能試験終了後、技能試験受験者に対し、口頭により行います。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律施行条例第５条の規定により、受験者本人が直接口頭での開示を請求することができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前９時３０分から午後５時までの間に直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けません。）

10 その他の注意事項等

- (1) 狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、狩猟はできません。実際に狩猟をするには、出猟したい都道府県ごとに狩猟者登録を行い、狩猟税を納める必要があります。
- (2) 一度収納された受験手数料は、受験者の都合による還付については原則できません。また、試験日や受けようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還についても、原則できません。
- (3) 不正な手段により狩猟免許を受け、又は受けようとしたときは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことがあるほか、3年以内の期間で試験を受けることができなくなることがあります。
- (4) 一般社団法人徳島県猟友会において、この試験の受験者等を対象とした講習会を実施しています。講習会の詳細については、一般社団法人徳島県猟友会（088-623-1617）までお問い合わせください。
- (5) **やむを得ない事情により試験を延期・中止する場合は、徳島県ホームページでお知らせいたします。**
あらかじめご了承ください。

11 お問い合わせ先・申請書の提出先（※土日祝日を除く平日午前9時30分から午後5時まで）

提出先	管轄区域	所在地	電話番号
徳島県徳島合同庁舎 東部農林水産局 林業振興担当	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8582
徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎 環境担当	阿南市 那賀郡 海部郡	〒774-0011 阿南市領家町野神319	0884-28-9860
徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部美馬庁舎 環境担当	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	0883-53-2063
(お問い合わせのみ) 徳島県鳥獣対策・里山振興課		〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2262

様式 1 （第 3 条関係）

（表）

※整理番号							
狩 猟 免 許 申 請 書							
徳島県知事 殿							
年 月 日							
ふりがな							
氏 名							
生年月日		年 月 日生					
住 所		〒 電話番号					
次のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 1 条の規定により申請します。							
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃砲の所持許可							
網猟免許		1 網					
わな猟免許		2 わな					
第 一 種 銃 猟 免 許	3 ライフル銃	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年	月	日
	4 散弾銃	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年	月	日
	5 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年	月	日
第 二 種 銃 猟 免 許	6 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証番号	号	交付年月日	年	月	日
(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免許の交付年月日及び番号							
他の狩猟免許		都道府県知事名	知事	交付年月日		番 号	
(3) 同一登録年度において他の狩猟免許の申請書を提出している場合又は他の狩猟免許の更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類							
他の狩猟免許				他の狩猟免許の更新			

徳島県
収入証紙
貼付欄

(裏)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（ない場合には「ない」を、ある場合には「ある」を○で囲み、かつ、ある場合には、その刑の執行を終え、又は執行を受けることのなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられた ことの有無	ない ・ ある （どちらかに○）
年 月 日	処 分 の 内 容

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無（ない場合には「ない」を、ある場合には「ある」を○で囲み、かつ、ある場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

狩猟免許を取り消されたことの有無		ない ・ ある （どちらかに○）
年 月 日	狩 猟 免 許 の 種 類	狩 猟 免 許 を 取 り 消 し た 都 道 府 県 知 事 名
		知 事

(6) 受験を希望する日及び会場

(記載のない場合、申請を受理できないため、必ず記載してください。)

年 月 日 、	会場
---------	----

記載上の注意事項

- 1 受けようとする狩猟免許の種類ごとに、申請書を提出すること。
- 2 文書は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 4 ※印欄には、申請者は記載しないこと。
- 5 (6)の受験を希望する日及び会場は、必ず記載してください。

なお、各申請期間の対象となる試験日以外は、申請できません。

(例：令和7年6月30日(第1回申請期間中)に提出した申請書に、令和7年8月31日(第2回試験日)を受験希望日として記載していた場合、申請は受理できません。)

狩猟免許試験受験票

※印欄の項目は記入しないでください。

※ 免許 種類	☐ 網猟 ☐ わな猟 ☐ 第一種銃猟 ☐ 第二種銃猟	※ 申請 区分	☐ 初心者 ☐ 一部免除
※ 受 験 番 号		第 号	

写真貼付欄
申 請 6ヶ月以内 無帽、正面 上三分身

1 受験者住所				
2 受験者氏名（ふりがな）				
3 受験しようとする免許の種類 （該当全てに○印）	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
4 すでに取得している免許の種類 （一部免除者のみ該当全てに○印）	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
5 狩猟免許試験日	年 月 日			
6 狩猟免許試験会場 （1つに○印）	徳島会場	阿南会場	美馬会場	

※試験結果

※免許種類	※適性			
	視力	聴力	運動能力	※条件
網猟	合・否	合・否	合・否	眼鏡等、補聴器、 四肢・体幹補助具
わな猟				
第一種銃猟	合・否			
第二種銃猟				

注意事項

- この受験票の太枠部分について、内容を正確に記入してください。
※印欄の項目は記入しないでください。
本票は、狩猟免許申請書とともに、住所地を管轄する各総合県民局等へ、申請受付期間中に提出してください。
- 受験票に貼る写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景とし、縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名 及び 撮影年月日を記載したもの、または、電磁的方法で記録されたものを、所定の欄に貼付してください。
- 提出いただいた受験票は、試験当日の受付時に受験者にお渡しします。
受け取り後は携帯するとともに、知識試験のときは机の上に置いてください。
- 適性試験・知識試験の不合格者は、技能試験を受験することができません。
- 本票は試験終了後、係員に提出してください。

診 断 書	
氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日
診断事項	1 統合失調症 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。） 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。） 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒患者 5 上記に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
診断結果	該当しない。 該当する。（具体的に、病名等を記載）
上記のとおり診断する。 令和 年 月 日 所在地 病院名 医 師 印	

(備考)

- 1 銃砲所持許可用の診断書とは、内容が異なります。
- 2 診断を受ける病院についての指定は、特にありません。
- 3 銃砲所持許可用の診断書を狩猟免許の申請に使用することはできますが、反対にこの診断書で銃砲所持許可の申請をすることはできません。